

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 7 月 4 日

【会社名】 株式会社栃木銀行

【英訳名】 THE TOCHIGI BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 菊 池 康 雄

【本店の所在の場所】 栃木県宇都宮市西 2 丁目 1 番18号

【電話番号】 宇都宮 028(633)1241(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 北 山 公 久

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区三筋 1 丁目 1 番 1 号
株式会社栃木銀行東京事務所

【電話番号】 東京 03(5823)7700

【事務連絡者氏名】 取締役東京事務所長 下 山 孝 治

【縦覧に供する場所】 株式会社栃木銀行東京支店

(東京都台東区三筋 1 丁目 1 番 1 号)

株式会社栃木銀行大宮支店

(埼玉県さいたま市大宮区上小町482番 1)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注) 東京支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供するものであります。

1 【提出理由】

平成25年6月27日開催の当行第110期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 期末配当に関する事項

当行普通株式1株につき 3円50銭

ロ その他剰余金の処分にに関する事項

減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 4,700,000,000円

増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 4,700,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

公告方法の変更及び社外取締役、社外監査役と責任限定契約を締結できる旨を定める。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、小林辰興、鷹箸一成、荒井卓、黒本淳之介、猪俣佳史、下山孝治、野原浩二の7氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案	82,082個	31個	7個	99.95%	可決
第2号議案	82,020個	93個	7個	99.87%	可決
第3号議案					
小林 辰興	68,767個	13,344個	7個	83.74%	可決
鷹箸 一成	79,663個	2,448個	7個	97.01%	可決
荒井 卓	79,663個	2,448個	7個	97.01%	可決
黒本淳之介	79,663個	2,448個	7個	97.01%	可決
猪俣 佳史	79,683個	2,428個	7個	97.03%	可決
下山 孝治	79,683個	2,428個	7個	97.03%	可決
野原 浩二	79,684個	2,427個	7個	97.03%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成で可決されます。
- ・第2号議案は、総議決権数の3分の1以上を有する株主の出席及び当該株主の議決権の3分の2以上の賛成で可決されます。
- ・第3号議案は、総議決権数の3分の1以上を有する株主の出席及び当該株主の議決権の過半数の賛成で可決されます。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権事前行使分及び、当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成・反対及び棄権が確認できていない議決権数は加算しておりません。